

ID: 542

担当部署: 都市整備課

| | | | |
|---|-----------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 洪水調節のための指示 | | |
| 法令名 根拠条項 | 河川法 第100条において準用する第52条 | | |
| 法令番号 | 昭和39年法律第167号 | | |
| 【基準】 法第52条の規定による。 (洪水調節のための指示) 第52条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和7年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |